

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和7年度	次回見直し予定	令和12年度
条 例 名		神奈川県観光振興条例			
条 例 番 号		平成21年神奈川県条例第73号	法 規 集	第10編第5章	
所 管 室 課		文化スポーツ観光局観光課			
条 例 の 概 要		この条例は、観光の振興により将来にわたる持続的な本県の経済社会の発展が図られる観光立県かながわの実現が極めて重要であることに鑑み、これに必要な観光の振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めるものである。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	観光振興により将来にわたる持続的な本県の経済社会の発展が図られる観光立県かながわの実現は現在も重要であり、観光振興施策を総合的かつ計画的に推進し、県経済の発展及び県民生活の向上につなげるため、本条例は必要である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例第15条に基づき、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光振興計画を定めている。 当該計画には観光消費額総額を数値目標として掲げているが、当該計画に沿った施策の実施等によって、コロナ前である令和元年を超える実績となるなど成果を上げており、有効に機能している。 また、観光消費額の増額を図るには、観光消費額の高い外国人観光客の一層の誘客を図る必要があるが、本条例第13条で観光客の受入体制整備や、第14条で外国人観光客の来訪促進が規定されているため、有効である。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例第15条に基づき観光振興計画を定め、観光審議会や広く県民等から意見を聴いた上で計画的に推進している。 また、当該計画に沿った施策の実施結果について、観光審議会の評価を受けるなど検証しており、効率的に推進している。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	「新かながわグランドデザイン 実施計画」のプロジェクト5として「観光・地域活性化」が掲げられるとともに、本条例に基づく施策は、同グランドデザインの主要施策の政策分野Ⅲ「産業・労働」の施策体系に位置づけられており、基本方針に適合している。			
討	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、観光立国推進基本法の基本理念にのっとり、同法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法、法令に抵触する内容は含まれていない。			
	その他				

見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	